

司法支援建築会議運営委員会議事録

(2012年度第3回)

(記録：事務局)

A. 日 時：2012年12月21日（金）15時～17時

B. 場 所：日本建築学会会議室

C. 出席者：委員長 上谷宏二

委 員 有馬 賢 池永博威 大森文彦 小野徹郎 柿崎正義 荻谷邦彦
北澤 進 鈴木計夫 田中淳夫 左 知子 松原忠策 松本光平
山口昭一 山本康弘（敬称略）

D. 提出資料

資料 No.3-1 運営委員会議事録（案）（9月28日）

資料 No.3-2 日本建築学会司法支援建築会議の北海道支部の設置申請について

資料 No.3-3 建物被害調査についてのご協力のお願い(原子力損害賠償紛争解決センター)

資料 No.3-4 名誉司法会員推挙・功労者表彰スケジュール（案）、名誉司法会員授与要領（案）、功労者表彰要領（案）、感謝状贈呈要領（案）、司法支援建築会議全体会議次第（案）

資料 No.3-5 司法支援建築会議 2012年度事業報告・決算見込、2013年事業計画・予算案

資料 No.3-6 司法支援建築会議会員の方で学会会員を退会された方の取り扱い

資料 No.3-7 司法支援建築会議会員候補者申込書（松野泰男氏、野田恒氏、佐藤民佳氏、齋藤豊氏、山本金光氏、服部幸子氏）

資料 No.3-8 最高裁建築関係訴訟委員会協議事項（案）

資料 No.3-9 司法支援建築会議第5回建築紛争フォーラムの開催について

資料 No.3-10 2012年8月～11月までに裁判所に推薦した鑑定人候補者、専門委員候補者

E. 前回議事録(案)(9月28日)の確認

事務局から前回議事録案の確認がなされ承認した。

F. 審議事項

1. 日本建築学会司法支援建築会議北海道支部の設置申請について

司法支援建築会議北海道の井野運営委員長から、北海道支部設置申請があり、設置申請書、支部運営要領、メンバー等の検討を行った結果設置を承認することとした。

なお、最高裁には北海道支部が発足したことを連絡することにした。

2. 建物被害調査についてのご協力のお願い(原子力損害賠償紛争解決センター)

上谷委員長より以下の説明がなされた。

(1) 11月9日に最高裁民事局福田第二課長の紹介で原子力損害賠償紛争解決センター※の井出直樹次長他3名が来会し当支援建築会議は上谷委員長、事務局川田が対応した。相談内容は

福島原発事故で住民が避難し空き家になった建物で地震以降の経年的な傷み具合の修復費用等の費用算定に当支援建築会議として協力いただけるかというものであった。その日は具体的な資料の提出もなく一般論的な話しかできなかつたので、センターに具体的な依頼内容に関する資料の提出をお願いし12月21日の運営委員会で検討することをお伝えした。※文部科学省研究開発局の下部機関。原子力事故により被害を受けた方の原子力事業者に対する損害賠償請求について、円滑、迅速、かつ公平に紛争を和解により解決することを目的として設置された公的な紛争解決機関（行政型ADR）。

(2) 11月21日付で同センターから「建物被害調査についてのご協力のお願い」が届いた。内容の概要は、原発事故による住民が避難中に管理不能になった建物について、建物の経年劣化した部分で修復が可能である場合の修復費用等の算定、調査地点は取り敢えず避難指示解除準備区域の南相馬市小高区内の数件（その結果を踏まえてその後の調査規模・内容、一般的な判断基準の作成の可否を検討）、依頼の方法（紛争審査会専門委員として調査を依頼するか、調査ごとに契約を結ぶか）は相談。

（意見）

①建物被害調査ということであれば司法支援建築会議が受ける内容ではない。理事会が窓口になりしかるべき委員会に回してはどうか。

②依頼内容は係争中の個別案件について、仲介委員とともに事件記録、現地調査、関係者の聞き取り調査等を行い、その後個別案件の結果を踏まえて一般的な判断基準が作成できるかどうかである。前者については裁判所の調停委員や専門委員と同じような位置づけになるのではないかと。当支援建築会議としてADRに対する支援として協力できる部分である。

③理事会でこの依頼を検討しても対応は難しい。まずは司法支援建築会議が対応できる部分とできない部分を仕分けして対応を検討してはどうか。そのためには先方の依頼内容をもう少し詳細に把握するためにヒアリングをしてはどうか。

（結論）

- ・原子力損害賠償紛争解決センターに依頼内容の確認をするためにヒアリングを行う。日程は来月1月中、運営委員会側の出席者は上谷委員長に一任。

3. 名誉司法会員推挙・功労者表彰スケジュール(案)、名誉司法会員授与要領(案)、功労者表彰要領(案)、感謝状贈呈要領(案)、司法支援建築会議全体会議次第(案)

上谷委員長より、名誉司法会員授与要領(案)、功労者表彰要領(案)、感謝状贈呈要領(案)、ならびに選考委員会設置・委員構成案の説明がなされ承認された。また事務局より、選考・受賞スケジュール等の説明がなされ承認された。

表彰までのスケジュールは以下の通り

- ・2013年1月～3月：選考委員会による名誉司法会員候補者、功労者候補者の選考
- ・3月下旬：運営委員会による候補者の承認
- ・4月理事会：候補者承認

・5月15日：司法支援建築会議全体会議での授賞式開催

4. 司法支援建築会議 2012 年度事業報告・決算見込、2013 年事業計画・予算案

事務局より、表記について説明（2013 年度予算は名誉司法会員・功労者表彰等の新規事業実施で 155 万円を予算化（12 年度は 120 万円））がなされ、承認された。

5. 司法支援建築会議会員の方で学会会員を退会された方の取り扱い

事務局より以下の説明あり。

司法支援建築会議会員は運営規程第 4 条により会議会員は学会個人会員が前提であるが、2011 年 10 月時点の会議会員で学会会員を退会された方が 24 名おられたため、事務局よりこれらの方に学会会員の再入会をお願いした。その結果 2 名は再入会していただいたが 22 名はその後 1 年経っても再入会していただけない。ついてはこの 22 名の方について退会扱いにしたい。

検討の結果、退会扱いとすることを承認した。

6. 司法支援建築会議会員候補者申込書

松野泰男氏、野田恒氏、佐藤民佳氏、齋藤豊氏、山本金光氏、服部幸子氏の登録申請について承認することとし、1 月理事会に委嘱願いをすることにした。

G. 報告事項

1. 最高裁「建築関係訴訟委員会」の開催

事務局より、来年 3 月に開催予定である建築関係訴訟委員会の主な協議事項（①司法支援建築会議支部発足への取組みと各地の裁判所との連携、②事件で求められる専門的知見に合致した専門性を有する専門家を選任するための方法③その他報告）の説明がなされた。

2. 司法支援建築会議第 5 回建築紛争フォーラム(北海道)

司法支援建築会議北海道運営委員長井野智氏より、第 5 回建築紛争フォーラム（北海道）の企画・実施を引き受けるとの回答があった。

3. 部会等報告

(1) 支援部会

田中部会長より、2012 年 8 月～11 月にかけて、静岡地裁浜松支部・高松高裁にそれぞれ鑑定人候補者 1 名、岐阜地裁多治見支部に専門委員候補者 1 名を推薦したとの報告がなされ承認した。

(2) 調査研究部会

松本部会長より、部会で検討している「建築設計契約の紛争リスクに関する研究-その 1

小規模建築物プロジェクトの場合」の概要紹介がなされた。

(3)普及・交流部会

柿崎部会長より、第14回講演会に裁判官に基調講演をしていただくための講演会テーマを大きく2つに絞り込みリスト案を作成中であるとの報告がなされた。

(4)修補工事費見積り検討小委員会

池永主査より、修補工事費の見積り検討報告書の原案を検討中でありほぼできあがっているので、次回の運営委員会に提出したいとの報告がなされた。

H. 次回

- ・日時：2012年3月27日（水）15時～17時（2月4日（月）を変更）
- ・場所：建築学会会議室
- ・議題：司法名誉会員推挙・功労者表彰の候補者、部会報告、その他報告事項等

以上